

人事院公示第7号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、令和元年人事院公示第1号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年2月13日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一 人事院規則1—72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。） <u>第10条第1項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	2 委任する権限及び所掌事務 一 人事院規則1—72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。） <u>第10条第1項又は第11条</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三 (略)	二・三 (略)
3 (略)	3 (略)

- 2 この決定による改正は、令和8年4月1日から効力を発生する。